

令和2年12月4日

農大生・保護者 各位

宮崎県立農業大学校
校長 徳留 英裕

県外へ往来する学生の対応について

コロナウイルスの第3波が押し寄せ、県内外でコロナウイルス感染症患者が多発し、予断の許さない状況が続き、大学運営のみならず地域医療や地域経済に非常に大きな影響を与えております。

このような中、先日、「新型コロナに関する宮崎県の対応方針」が改定され「感染拡大地域の往来自粛」が発表されました。このため、本校でも最近の厳しい状況を鑑み、以下のように取り決めさせていただきますので、ご理解よろしくお願ひします。

記

1 最近の状況

- 11月下旬より宮崎市を中心にクラスターが多発
- 「当面の間、感染拡大都道府県との不要不急の往来の自粛の決定」（12月2日）
- 宮崎市・東諸県郡圏域を「感染警戒区域」に指定（12月2日）
（会食の制限、Go To Eatキャンペーンの人数制限 等）

2 県外を往来した学生への対応

○感染拡大地域（注）への往来者

- ・本県に戻ってから7日間の経過観察を経た後に、登校・入寮が可能
- ・7日間の検温のデータの提出
- ・本校保健担当職員によるヒアリングを受け、登校可否の判断

注) 北海道、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、沖縄県

※対象都道府県は変更することがあるので、随時確認すること。

(参考) <http://202.75.8.137/kansensho-taisaku/covid-19/yobo/hassei.html>

○感染拡大地域以外への往来者

- ・他県に出たからの検温データの提出
- ・本校保健担当職員によるヒアリングを受け、登校可否を判断

3 行動履歴等の作成

- 万が一の罹患を想定し、日々の行動履歴を作成するようお願ひします。